

里庄町分別収集計画

(第 10 期計画)

令和 4 年 6 月

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	8

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、当町は近隣の3市2町で一部事務組合を構成して共同で廃棄物処理を行っており、令和4年4月から新しい最終処分場の使用を開始し、新しい焼却施設の建設も計画されているところである。

しかし、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものであり、処理施設の長期的な運用は安定した廃棄物処理を実現するためには不可欠となるため、今後の廃棄物処理の在り方を考え、行動していくことが求められている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民、事業者、行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の4Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を里庄町一般廃棄物処理基本計画と整合性を図りながら実施するに当たって、基本的方向を以下に示す。

- ・ごみ減量化・4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進する。
- ・町民・事業者・行政が一体となったごみの排出抑制と資源の再利用を推進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直しを実施する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、緑色、その他の色）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

また、その他の資源物分別収集として、新聞紙、雑誌類・雑紙、布類を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	582 t	582 t	583 t	582 t	581 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

また、当町環境衛生協議会の環境衛生委員を中心として、各分館の分別収集及びリサイクル活動を推進する。

(1) ごみ関連情報の発信

町民及び事業者に対して、ごみの発生・排出を抑制するための4R活動の意義と必要性について周知を図るとともに、自主的な取組を促すため、町広報紙やホームページ、チラシ・冊子の配布などを活用して普及啓発を行っていく。

(2) 研修会・出前講座

ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する研修会・出前講座の実施に積極的に取り組む。

(3) 環境教育の推進、ごみ処理施設の施設見学

学校等における環境教育の積極的な実施、ごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を設け、町民及び事業者に対して、ごみ排出量の増大、全国的な最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての認識を深めてもらう。

(4) 買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、商店等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

(5) 資源回収専用収集庫（ストックヤード）の運用

町内3カ所で24時間持込可能な収集庫を運用し、資源の再利用及びごみの減量化を促進する。

(6) 集団資源回収の推進

各分館やPTA等の団体が実施している集団資源回収（廃品回収）事業に対して補助金を交付することでその活動をより一層促進し、資源の再利用及びごみの減量化を促進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、当町が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 緑色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	びん（無色） びん（茶色） びん（緑色） びん（その他の色）
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（白色トレイ含む）	その他プラスチック

分別収集する廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
新聞紙・折込広告	新聞紙
雑誌類・雑紙	雑誌・その他紙
布類	古布

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	8 t		8 t		8 t		8 t		8 t	
主としてアルミ製の容器	9 t		9 t		9 t		9 t		9 t	
無色のガラス容器	(合計) 21 t		(合計) 21 t		(合計) 21 t		(合計) 21 t		(合計) 21 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	21 t		21 t		21 t		21 t		21 t	
茶色のガラス容器	(合計) 16 t		(合計) 16 t		(合計) 16 t		(合計) 16 t		(合計) 16 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	16 t		16 t		16 t		16 t		16 t	
緑色のガラス容器 その他の色のガラス容器	(合計) 4 t		(合計) 4 t		(合計) 4 t		(合計) 4 t		(合計) 4 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	4 t		4 t		4 t		4 t		4 t	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	3 t		3 t		3 t		3 t		3 t	
主として段ボール製の容器	75 t		75 t		75 t		75 t		75 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 60 t		(合計) 60 t		(合計) 60 t		(合計) 60 t		(合計) 60 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	60 t		60 t		60 t		60 t		60 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 20 t		(合計) 20 t		(合計) 20 t		(合計) 20 t		(合計) 20 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	20 t		20 t		20 t		20 t		20 t	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 42 t		(合計) 43 t		(合計) 43 t		(合計) 42 t		(合計) 42 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	42 t		43 t		43 t		42 t		42 t	
(うち白色トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

人口変動率及び紙製資源物の中の紙製容器包装類の割合は、令和2年3月改訂の「里庄町一般廃棄物処理基本計画」資料編に基づき、推計する。

また、収集時に区別していないガラス製容器については、環境省が平成28年度から令和2年度に行った一般廃棄物の組成調査の結果から得られたごみの排出量に占める容器包装廃棄物の平均値を参考に推計する。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
259 t (対前年度比) 100.0%	259 t (対前年度比) 100.0%	259 t (対前年度比) 100.0%	259 t (対前年度比) 99.9%	258 t (対前年度比) 99.9%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。
分別の実施者等については下表のとおり。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金 属	スチール製容器	缶	町による定期収集 (委託業者)	民間事業者
	アルミ製容器		地域団体による 集団回収	民間事業者
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	びん類	町による定期収集 (委託業者)	一部事務組合
	茶色のガラス製容器		地域団体による 集団回収	民間事業者
	緑色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙 類	飲料用紙製容器	紙類	町による定期収集 (委託業者)	民間事業者
			地域団体による 集団回収	民間事業者
	段ボール		町による定期収集 (委託業者)	民間事業者
			地域団体による 集団回収	民間事業者
	その他の紙製容器包装		町による定期収集 (委託業者)	民間事業者
プ ラ ス チ ッ ク 類	ペットボトル	プラスチック類	町による定期収集 (委託業者)	民間事業者
	ペットボトル以外の プラスチック製容器包装		町による定期収集 (委託業者)	一部事務組合

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

現在、分別収集した容器包装廃棄物については、各分館の集積所及び町内3か所に設置している資源ごみ専用収集庫へ排出したものを一般廃棄物収集運搬業者に収集委託し、岡山県西部衛生施設組合「リサイクルプラザ」で選別・保管を行っている。また、有価物については、民間事業者によるリサイクルルートで適切なリサイクルを行っている。

また、一般ごみに混入した資源物は、岡山県西部衛生施設組合「井笠広域資源化センター」で選別を行い、リサイクルを行っている。

各分館の集積所については、地区の要望等を踏まえ、必要に応じて新設又は既存施設の修繕等を検討し、各分館からの申請に基づき、申請・修繕等に対する補助を実施していく。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
アルミ製容器	缶	プラスチックコンテナ(大)	パッカー車	民間事業者
スチール製容器				
無色のガラス製容器	びん類	プラスチックコンテナ(小)	ダンプ車	一部事務組合 (リサイクルプラザ)
茶色のガラス製容器				
緑色のガラス製容器				
その他の色のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙類	ひもでしばる ※雑誌・その他紙は紙袋でも可	ダンプ車	民間事業者
段ボール			パッカー車	
その他の紙製容器包装			ダンプ車	
ペットボトル	プラスチック類	ナイロン製ネット	パッカー車	一部事務組合 (リサイクルプラザ)
ペットボトル以外のプラスチック製容器包装			パッカー車	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)

- ・ 町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、環境衛生協議会等の団体からの意見を参考にして、より一層の実績を上げていく体制づくりを図る。
- ・ 分館や各種団体による集団回収を促進するため、里庄町廃棄物減量等推進審議会による審議を行い、補助金の拡充や分別収集機材の貸与等について検討する。
- ・ 各分館の分館長や環境衛生委員を中心とする自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、各分館における研修会や出前講座等を開催するなどの施策を行う。